

令和4年第11回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年11月10日（木） 午前9時30分～午前10時10分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	4番：小島 政文
5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一	7番：塚本 壽
8番：山田 和治	9番：寺本 真理子	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

3番：田口 昭広

○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子
9番：藤井 雅史	10番：小崎 良一	11番：木川 保
12番：一川 清	14番：草野 義雄	15番：洲上 米作

（欠席：3名）

1番：本郷 昭博	6番：下崎 省一	13番：西村 隆
----------	----------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第19号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第2	議案第38号	芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の継続審議について
日程第3	議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第40号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第41号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第11回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、3番の〇〇委員及び〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、1番の〇〇委員、2番の〇〇委員に指名します。 議事に入る前に、先月の総会で審議しました案件について、説明がありますので、事務局よりお願いします。
事務局	先月行われました総会において、説明の訂正があります。 先月の総会の議案第37号（農地法第5条）の1番について、質疑の中で転用目的を「仮」資材置場と訂正をさせていただいておりましたが、確認したところ、正しくは「貸」資材置場で、申請書に記載しておりましたとおりの転用目的ですので、訂正をさせていただきます。事務局の確認不足で申し訳ありませんでした。
議長	それでは議事に入ります。 報告第19号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第19号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。 農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、泥汨公民館の北側、約130mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7 日に〇〇推進委員、事務局と現地を確認しました。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 19 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 19 号については、これで終わります。 次に、議案第 38 号「芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の継続審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 38 号、芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の継続審議について。 農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての 3 の規定による認定申請について、本会の議決を求めるものです。 別紙をご参照ください。 先月、議案第 38 号でご説明したところ、説明が不十分のため、継続審議となっていたものです。 芦北町農地移動適正化あっせん事業につきまして、申請の流れを記載したものを今回添付しております。このあっせん事業は、農地の有効活用や耕作放棄地の貸借・売買を推進することが目的で制定されています。町の広報媒体を利用して農地の出し手や受け手を募集及び農地あっせん台帳へ登録し、農業委員の皆さん等にマッチングを行ってもらい、利用権設定等の契約を行う事業です。この事業を行う際に、1 筆の農地に対して 2 人以上の受け手の申し出があった場合は、あっせん基準に照らして受け手を決定するというものです。前回の説明と重複しますが、実施要領の細かい文章の改正及びあっせん基準について、2020 年の農林業センサスの結果を受け、基準の変更を行うものです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。

	議案第３８号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第３８号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第３８号については、原案のとおり決定しました。 次に、報告第３９号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをお願いします。 議案第３９号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、県立芦北高等学校の北側、約１５０ｍの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は野菜等を作付けし、適正に管理するということでした。 総会資料の３ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住し、耕作困難で譲受人の要望もあり、譲渡する。譲受人は、宅地に隣接し、耕作に便利のため、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	申請地は、上白木バス停の北西側、約60mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は栗などを作付けし、適正に管理するということでした。 総会資料の5ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作困難なため、譲渡する。譲受人は、自作地と接しており管理が行い易く、荒地や防獣対策のために譲受し、管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局から説明のあったとおり、〇〇委員と現地を確認しております。異常は無いと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地確認しましたがけれども、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と確認しました。私の自宅の近くですが、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第39号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 0 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 4 0 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、個人住宅です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、八幡地区農村集落センターの北西側、約 1 3 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 7 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水については地区の簡易水道を利用し、排水については生活排水・雨水は合併浄化槽を設置し、西側の側溝へ排水する計画です。 総会資料の 8 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約 1 5 . 5 h a で、第 1 種農地に該当します。 総会資料の 9 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがある規模で、一団の農地区域内にあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則、転用することができませんが、本案件は農地法の運用、集落接続に該当するため、例外的に転用が可能です。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、現在居住している自宅の老朽化及び家族の増員に伴い、建て替えを予定していたが、現住居は土砂災害特別警戒区域であり、建て替えが困難であることから、申請地に居宅を新築するため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支

	障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農機具及び資材置場です。 総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小田浦バス停の北側、約190mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺は宅地に囲まれており、影響はないと感じました。 総会資料の11ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 排水は雨水のみで、敷地内に側溝を設置し、既存の水路に排水する計画です。 総会資料の12ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約1.5haです。 総会資料の13ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、農業及びポンプ設備、空調設備の仕事をしており、住宅の老朽化に伴い建て直す予定であるが、自宅で保管している農機具を新たに収納する場所が必要で、工作上発生する廃材等の置場としても敷地が必要なことから、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおりです。危険地域に指定されているとのことで、申請地は外れていますので問題ないということでした。よろしくお願

	ます。
議長	2 番の案件を 1 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認に事務局、〇〇推進委員と行ってまいりました。事務局の説明のとおりです。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 0 号について、質疑ありませんか。 … 7 番、〇〇委員。
〇〇委員	1 番の件で私の担当地区ですが、第 1 種農地ということですが、どのような基準で区切っているのですか。
事務局	第 1 種農地については、県道及び 1 級・2 級河川で区切っておりますので、字・小字で区切ることはありません。あくまでも農地の接続ですので、今回は道路で切断しております。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 1 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 4 1 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるもので

	す。 所有権移転の部 1 番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹で、売買価格は備考欄しておりますが、訂正がございます。総額 1 2 万円と記載しておりますが、正しくは 1 2 0 万円ですので、訂正をお願いします。 これは、農地中間管理機構を通して、所有権移転を行う事業になります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 4 1 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。